

【基準IV リーダーシップとガバナンス】

[テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップ]

<根拠資料>

- ・寄附行為
- ・理事長の履歴書〔令和2(2020)年5月1日現在〕
- ・学校法人実態調査〔平成29(2017)年度～令和元(2019)年度〕
- ・理事会議決書〔平成29(2017)年度～令和元(2019)年度〕

[区分 基準IV-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
- ①理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ②理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
- ①理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ②理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適正に構成されている。
- ①理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び職見を有している。
 - ②理事は、私立学校法の役員の選任の規定に基づき選任されている。
 - ③寄附行為に学校教育法校長及び職員の欠格事由の規定を準用している。

<区分 基準IV-A-1 の現状>

理事長は、学校法人の運営全般について、日常から適切なリーダーシップを発揮し、本学の運営に対しても、重要案件については理事会に諮り審議し本学の管理運営に反映されている。近畿大学は、創立以来、建学の精神として未来志向の「実学教育と人格の陶冶」、教育の目的として「人に愛される人、信頼される人、尊敬される人を育成することにある」を掲げ、理事長のリーダーシップのもと、教職員が一体となった教育・研究に努めている。その結果、14学部48学科、法科大学院とすべての学

間分野を究める 11 大学院研究科を持ち、17 の研究所、2 つの短期大学、併設学校 12 校園、大規模な総合病院を 2 カ所に設置する私立総合大学となった。また、卒業生は 50 万人を超える、社会の根幹を支える人材として活躍している。このように理事長の指導のもと、学園は順調に発展している。

理事長は、法人の最高意思決定機関である理事会を通じて、学校法人の重要事項を決し、その業務を総理している。

また、法人の附属学校においては、理事長の命を受けた学監を置き、学監が法人の附属学校を掌理している。本学は附属学校の範疇にあり学監の指揮監督のもと運営をおこない、学監は理事長と意見交換をして連携を密にしている。寄附行為第 17 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、本学の学長は評議員として選任され、理事長の意向を直接確認し意見を述べる機会が設けられている。さらに、重要な案件の決裁等において理事長は学長、事務長と面談して決定している。

理事長は、毎会計年度終了後 2 カ月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。

理事会は、学校法人近畿大学寄附行為第 14 条第 2 項の規定に基づいて、法人の業務決定及び理事の職務執行について監督を行っている。学校法人近畿大学寄附行為第 14 条第 3、4 項に基づき理事長が適切に招集のうえ議長を務めている。

理事会は、平成 4 年度から近畿大学自己点検・評価委員会を組織し、法人の最高意思決定機関である理事会のもと、すべての学部・研究科・部局は、横断的に自己点検・評価に取り組んでいる。各部局に指示し、必要に応じて学内外の財務及び教務関連の情報を収集している。また、文部科学省の管轄のもと、学校教育法、私立学校法をはじめとする法令等を遵守し、学園全体の運営を行っている。

理事会は、学園全体に係る諸規程を「近畿大学学園例規集」として編纂しており、その規程に基づいて、学校法人運営及び本学を含め学園全体の運営を行っている。

理事は、前述の建学の精神及び教育の目的を具現化するために、学園の運営を統括し、学識及び識見をもって教育研究運営体制の整備を行っている。

理事の選任状況は、私立学校法第 38 条第 1 項及び学校法人近畿大学寄附行為第 7 条第 1 項の規定に基づき選任している。

【私立学校法第 38 条】

第 1 項：当該学校法人の設置する私立学校の校長（学長及び園長を含む） 1 名

第 2 項：当該学校法人の評議員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者 5 名

第 3 項：前二号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者 7 名

【学校法人近畿大学寄附行為第 7 条】

第 1 項：理事は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 近畿大学学長
- (2) 評議員のうちから選任された者 2 名以上 5 名以内
- (3) この法人の功労者及びこの法人に關係ある学識経験者のうちから選任された者

4名以上 9名以内

理事が退任する事由の1つとして、学校法人近畿大学寄附行為第13条の2第2項第3号において、学校教育法第9条の規定が準用されている。

〈テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの課題〉

理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営しているので現在のところ問題はない。

〈テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの特記事項〉

総合大学としての学校法人の長たる理事長は、意思決定機関である理事会を通じて重要事項を決し、また、決算及び事業の実績を評議員会で報告のうえ、意見を求めている。明確な規程のもとで、理事長は法人の運営に努めており、理事長のリーダーシップに関する特記事項はない。

[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

〈根拠資料〉

- ・近畿大学九州短期大学学則
- ・寄附行為
- ・教学委員会議事録〔令和元(2019)年度〕
- ・教授会議事録〔平成29(2017)年度～令和元(2019)年度〕
- ・学長の履歴書〔令和(2020)年5月1日現在〕
- ・学科会議議事録〔令和元(2019)年度〕
- ・学校法人近畿大学職制
- ・近畿大学九州短期大学学生懲戒規程

〔区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。〕

※該当区分に関わる自己点検・評価のための観点。

(1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。

①学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参照して最終的な判断を行っている。

②学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。

③学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。

④学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続を定めている。

⑤学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。

⑥学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務施行に努めている。

(2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の